

平成十八年第三回定例県議会の開会にあたり、県政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出しました諸議案の概要について説明申し上げます。

一 県政諸般の報告

(1) 職員の交通事故及びマリナルチャーセンターの転落事故について

まず、職員の交通事故について、交通法規遵守の徹底を全職員に指示していた最中、県民の信頼を裏切る事態が発生したことは、弁解の余地はなく、ここに陳謝申し上げます。再発防止に全力を尽くす所存であります。

また、マリナルチャーセンターについては、多くの方々が利用する公の施設での事故であり、施設設置者として改めてお詫びを申し上げます。事故に遭われたお二人の一日も早い御回復を心から願うとともに、今後のことについても引き続き誠意を持って対応してまいります。

四月に県有三十四施設に指定管理者制度を導入して以来、指定管理者に任せきりにするのではなく、安全管理、県民サービス提供についても「最終責任は県にある」との心構えで綿密な指導を行ってきただけに、この度の事故は残念であります。反省すべきを反省し、全施設で総点検を行わせ、発見された問題点は早急に対策を講じたところであります。

(2) 十七年度決算について

夕張市の一時借入金による「赤字隠し」問題に端を発して、自治体財政全体の信用力が低下しております。国は再建法制の検討スピードを加速し、また、地方債の市場では、国債に対する上乗せ金利が拡大するといった事態が生じています。

こうした状況下、大事なことは、常に県民や市場の厳しい目を意識しながら、自律的に財政の健全性を高め、その内容を積極的に開示していくことであります。

先般まとまった十七年度決算をみますと、三位一体改革の荒波に揉まれる厳しい年でありましたが、行財政改革を進める中で、一歩ずつ黒字幅を拡大し、二十六年ぶりに単年度収支の二年連続黒字を達成したところであります。

行革プラン策定前の試算では、本県は、この十七年度末に二百二十六億円の赤字を抱え財政再建団体に転落し、二十年度末には千四百五十五億円もの赤字が生じると予測しましたが、県民の協力と県議会の指導をいただいて努力を重ねた結果、財政調整用基金残高は十七年度末で四百二十六億円、二十年度末にも二百二十五億円確保できる見通しとなりました。

一方、議員からも心配いただいております合併後の市町村財政については、十八市町村全部で黒字決算になる状況であり、黒字幅、基金残高とも総額で前年度より増加が見込まれております。一時借入金も夕張市のような不適正な運用はありませんでした。

厳しい地方交付税改革を来年度に控え、県・市町村ともに安穏と構えられる状況ではありませんが、十七年度決算を踏まえると、改革の流れが漸く軌道に乗ってきたものと考えております。

二 提出議案の説明

次に、提出しました諸議案の主なものについて、その内容を説明申し上げます。

はじめに、一般会計補正予算案であります。今回補正します額は、十九億六千三百七十一万五千円であり、これに既決予算を加えますと、五千九百五十三億千五百七十一万五千円

となります。

以下、事業の主なものについて説明申し上げます。

まず、障害者自立支援法の施行に伴い発生している課題に対し、全国に先駆け本県独自の緊急対策を行います。

これまで二回のアンケート調査を行った結果、通所授産施設や児童デイサービスにおいて、利用者負担の増加を理由に利用中止や手控えが起きています。このため、障がいのある方々が今までどおり安心して施設を利用できるよう支援策を講じます。

また、本年度から突然国庫補助が廃止され、運営に支障が出ている県下二十八の小規模作業所に対しては、これまでの県補助金に上乘せを行い、支援します。

加えて、障がい児施設についても、十月からの利用者負担の大幅な増額により退所や通所控えが懸念されるため、子どもたちへの療育が中断することのないよう、負担軽減のための助成を行います。

いずれにしても、障がい者の自立を促進すべき法律が、その趣旨に反して、障がい者の意欲や生活の質を低下させることがあってはならず、県は緊急支援を行う一方、国に対しては持続可能な制度となるよう強く改善を求めてまいります。

次に、公共交通対策であります。本年度末でバス路線が廃止される臼杵市と豊後大野市を結ぶ「臼三線」について路線維持経費を助成します。また、バス利用者が大幅に減少する中、渋滞緩和や温室効果ガス削減も目的に、利用者にわかりやすいバス事業者共通の運行系統図を作成するなど、マイカーから乗合バス利用への転換を図ります。

次に、地震防災対策特別措置法の改正を機に、大規模地震の被害想定を行うとともに、具体的な減災目標を定めた防災対策実行計画を策定します。

以上が歳出予算であります。これに対する歳入予算の主なものは、繰入金三千百万円、繰越金十九億千二百余万円であります。

第九十九号議案 大分県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、県が条例等の規定により民間事業者に義務づけている書面の保存等に関し、電磁的方法により行うことができるよう条例を制定するものであります。

第一百二号議案 大分県認定こども園の認定基準を定める条例の制定については、保育所と幼稚園の双方の機能を併せ持つ認定こども園の職員配置や施設等の基準について、国の指針をもとに本県の実情も加味して定めるものであります。現状では、保育所は年齢を問わず夕方まで子どもを預かりますが、共働き家庭が原則であり、一方、幼稚園は親の就労状況に関係なく入園できますが、三歳児以上が対象で、預かり時間も昼過ぎまでに限られるなど、それぞれに制約があります。今回の認定こども園は、多様な子育て家庭のニーズに応えられるよう、両者の長所を兼ね備えた施設を目指すものであります。

第一百九号議案 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正については、高校改革推進計画に基づき、四日市高等学校と宇佐高等学校を発展的に統合して新たに宇佐高等学校を設置するほか、生徒数の減少により耶馬溪高等学校を中津南高等学校耶馬溪校とするとともに、佐賀関高等学校を廃止するものであります。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重御審議のうえ、御賛同いただきますようお願い申し上げます。